

福岡県公報

令和二年二月四日
第七十六号
増刊
①

目次

告示(第百九号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示 (港湾課) ……………

告示

福岡県告示第百九号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

令和二年二月四日

福岡県知事 小川 洋

苅田港(1)水域施設の表泊地の部本港第2船だまり泊地の項の次に次のように加える。

新松山13号泊地	新松山13号岸壁前面	-5.5	144
新松山12号泊地	新松山12号岸壁前面	-5.5	72
新松山7号泊地	新松山7号岸壁前面	-5.5	52
新松山5号泊地	新松山5号岸壁前面	-5.5	85

同港(3)係留施設の表岸壁の部本港浮さん橋の項の次に次のように加える。

新松山5号岸壁	京都郡苅田町鳥越町	-5.5	400	2,000	4	20
---------	-----------	------	-----	-------	---	----

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)